

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年4月1日改定）

掲載日 2024年1月4日

■通常貯金規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>13の2 取引の制限等 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(4) 1年以上利用のないこの貯金は、取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>13の2 取引の制限等 (1)～(2) (同左) <u>(3) 当行が届出のあった住所にあてて通知し又は送付書類を発送し、これらが到達せず当行に返送され、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>預入、払戻し等のこの規定に基づく</u>取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(5) 1年以上利用のないこの貯金は、<u>預入、払戻し等のこの規定に基づく</u>取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(6) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>14 全部払戻し等 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることがあります。なお、通知により貯金の全部払戻しをする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が全部払戻しの通知が届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に全部払戻しがされたものとします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 前条第1項から<u>第4項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>14 全部払戻し等 (1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることがあります。なお、通知により貯金の全部払戻しをする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が全部払戻しの通知が届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に全部払戻しがされたものとします。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 前条第1項から<u>第5項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑤～⑦ (同左)</p> <p>(5)～(7) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 郵政民営化法第174条第1項の規定により郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとされた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」といいます。）第2条による廃止前の郵便貯金法第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金（整備法附則第5条第1項第1号に掲げる郵便貯金を除きます。）のうち、廃止前の日本郵政公社の通常郵便貯金規定の適用のある通常郵便貯金については、この規定により取り扱います。</p> <p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この貯金の通帳の交付を受けた場合において、当行等から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</p> <p>附 則 (実施期日)</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 郵政民営化法第174条第1項の規定により郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとされた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」といいます。）第2条による廃止前の郵便貯金法第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金（整備法附則第5条第1項第1号に掲げる郵便貯金を除きます。）のうち、廃止前の日本郵政公社の通常郵便貯金規定の適用のある通常郵便貯金については、この規定により取り扱います。</p> <p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この貯金の通帳の交付を受けた場合において、当行等から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</p> <p>附 則 (実施期日)</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年4月1日改定）

現 行	改定後
この改正規定は、 <u>2022年4月1日</u> から実施します。	この改正規定は、 <u>2024年4月1日</u> から実施します。

■通常貯蓄貯金規定

現 行	改定後
<p>12の2 取引の制限等 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(4) 1年以上利用のないこの貯金は、取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>12の2 取引の制限等 (1)～(2) (同左) <u>(3) 当行が届出のあった住所にあてて通知し又は送付書類を発送し、これらが到達せず当行に返送され、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>預入、払戻し等のこの規定に基づく</u>取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(5) 1年以上利用のないこの貯金は、<u>預入、払戻し等のこの規定に基づく</u>取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(6) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>13 全部払戻し等 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることがあります。なお、通知により貯金の全部払戻しをする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が全部払戻しの通知が届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に全部払戻しがされたものとします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 前条第1項から<u>第4項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>13 全部払戻し等 (1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることがあります。なお、通知により貯金の全部払戻しをする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が全部払戻しの通知が届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に全部払戻しがされたものとします。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 前条第1項から<u>第5項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑤～⑦ (同左)</p> <p>(5)～(7) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 郵政民営化法第174条第1項の規定により郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとされた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」といいます。）第2条による廃止前の郵便貯金法第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金（整備法附則第5条第1項第1号に掲げる郵便貯金を除きます。）のうち、廃止前の日本郵政公社の通常貯蓄貯金規定の適用のある通常貯蓄貯金については、この規定により取り扱います。</p> <p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この貯金の通帳の交付を受けた場合において、当行等から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 郵政民営化法第174条第1項の規定により郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとされた郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」といいます。）第2条による廃止前の郵便貯金法第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金（整備法附則第5条第1項第1号に掲げる郵便貯金を除きます。）のうち、廃止前の日本郵政公社の通常貯蓄貯金規定の適用のある通常貯蓄貯金については、この規定により取り扱います。</p> <p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この貯金の通帳の交付を受けた場合において、当行等から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

現 行	改定後
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2022年2月7日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2024年4月1日</u>から実施します。</p>

■振替貯金口座規定

現 行	改定後
<p>28の2 取引の制限等 (1)～(2) (略) <u>（新設）</u></p> <p>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する加入者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該加入者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(4) 1年以上利用のないこの貯金は、取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、加入者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>28の2 取引の制限等 (1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 当行が届出のあった住所にあてて通知し又は送付書類を発送し、これらが到達せず当行に返送され、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払込み、払出し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する加入者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該加入者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>払込み、払出し等のこの規定に基づく</u>取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(5) 1年以上利用のないこの貯金は、<u>払込み、払出し等のこの規定に基づく</u>取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(6) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、加入者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>29 解約 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は加入者に通知することによりこの貯金の解約をすることがあります。なお、通知によりこの貯金の解約をする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知が届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に解約したものとして振替口座を閉鎖します。この場合において、振替口座に預り金の残額があるときは、その金額を記載し、当該加入者を受取人とした払出証書を発行して送付します。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 前条第1項から<u>第4項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑨～⑪ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>29 解約 (1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は加入者に通知することによりこの貯金の解約をすることがあります。なお、通知によりこの貯金の解約をする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知が届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に解約したものとして振替口座を閉鎖します。この場合において、振替口座に預り金の残額があるときは、その金額を記載し、当該加入者を受取人とした払出証書を発行して送付します。</p> <p>①～⑦ (同左)</p> <p>⑧ 前条第1項から<u>第5項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑨～⑪ (同左)</p> <p>(5)～(7) (同左)</p>
<p>附 則 （実施期日）</p> <p>1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 郵政民営化法第174条第2項の規定により郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとされた郵便振替の口座（軍事郵便貯金等特別処理法第2条第5号に規定する外地郵便振替貯金に係るものを除きます。）の預り金については、この規定により取り扱います。</p> <p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2022年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日）</p> <p>1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 郵政民営化法第174条第2項の規定により郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとされた郵便振替の口座（軍事郵便貯金等特別処理法第2条第5号に規定する外地郵便振替貯金に係るものを除きます。）の預り金については、この規定により取り扱います。</p> <p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2024年4月1日</u>から実施します。</p>

■総合口座取引規定

現 行	改定後
<p>22 総合サービスの廃止等 (1) (略)</p>	<p>22 総合サービスの廃止等 (1) (同左)</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年4月1日改定）

現 行	改定後
<p>(2) 通常貯金又は振替貯金について、通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第28条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで、同規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止がされている期間中、このサービス及びオートスウィングについても停止することがあります。</p>	<p>(2) 通常貯金又は振替貯金について、通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第28条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで、同規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止がされている期間中、このサービス及びオートスウィングについても停止することがあります。</p>
<p>26 通常貯蓄貯金への適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通常貯蓄貯金の利用に当たっては、第4条第1項中「通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）」と、第22条第1項中「通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」と、第22条第2項中「通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第12条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」と読み替えるものとします。</p>	<p>26 通常貯蓄貯金への適用</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 通常貯蓄貯金の利用に当たっては、第4条第1項中「通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）」と、第22条第1項中「通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」と、第22条第2項中「通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第12条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで若しくは同規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」と読み替えるものとします。</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、2019年4月2日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第21条第1項の規定にかかわらず、この改正規定の実施の時に存在する通常貯金及び通常貯蓄貯金については、当行が認めた場合を除き、この改正規定の実施の時にオートスウィング基準額が預入限度額と同額に変更されたものとして取り扱います。</p> <p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、2022年2月7日から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、2019年4月2日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第21条第1項の規定にかかわらず、この改正規定の実施の時に存在する通常貯金及び通常貯蓄貯金については、当行が認めた場合を除き、この改正規定の実施の時にオートスウィング基準額が預入限度額と同額に変更されたものとして取り扱います。</p> <p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、2024年4月1日から実施します。</p>

■キャッシュカード規定

現 行	改定後
<p>20 カード利用の廃止等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) カードを交付した貯金について、通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は通常貯蓄貯金規定第12条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止がされている期間中、カードの利用を停止することがあります。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>20 カード利用の廃止等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) カードを交付した貯金について、通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は通常貯蓄貯金規定第12条の2（取引の制限等）第1項から第5項まで若しくは同規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止がされている期間中、カードの利用を停止することがあります。</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、2023年5月15日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定による改正前の第5条第3項①の生体認証データの照合（生体認証規定第1条（生体認証）第2項の生体認証データの照合をいいます。）を行う貯金の払戻しの指定金額は、この改正規定による改正後の第5条第3項①のゆうちょ通帳アプリ及びゆうちょ認証アプリによる当行所定の照合を行う貯金の払戻しの指定金額（ただし、当行所定の金額を上限とします。）として引き継がれます。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、2023年5月15日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定による改正前の第5条第3項①の生体認証データの照合（生体認証規定第1条（生体認証）第2項の生体認証データの照合をいいます。）を行う貯金の払戻しの指定金額は、この改正規定による改正後の第5条第3項①のゆうちょ通帳アプリ及びゆうちょ認証アプリによる当行所定の照合を行う貯金の払戻しの指定金額（ただし、当行所定の金額を上限とします。）として引き継がれます。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

現 行	改定後
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> <u>この改正規定は、2024年4月1日から実施します。</u></p>

■定額貯金規定

現 行	改定後
<p>5 満期振替預入の取扱い</p> <p>(1) この貯金は、当行所定の方法による申出により、預入の日から起算して10年が経過した<u>とき</u>にこの貯金を払い戻し、払戻金の全部をあらかじめ指定された通常貯金に振り替えて預入する取扱い（以下「満期振替預入の取扱い」といいます。）をします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>5 満期振替預入の取扱い</p> <p>(1) この貯金は、当行所定の方法による申出により、預入の日から起算して10年が経過した<u>時</u>にこの貯金を払い戻し、払戻金の全部をあらかじめ指定された通常貯金に振り替えて預入する取扱い（以下「満期振替預入の取扱い」といいます。）をします。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p>9 取引の制限等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>9 取引の制限等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 当行が届出のあった住所にあてて通知し又は送付書類を送付し、これらが到達せず当行に返送され、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>預入、払戻し等のこの規定に基づく</u>取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>10 貯金の払戻し等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次の一にでも該当した場合には、当行はこの貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の払戻しをすることがあります。なお、この場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が払戻しの通知が届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に払戻しされたものとします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 前条第1項から<u>第3項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>10 貯金の払戻し等</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 次の一にでも該当した場合には、当行はこの貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の払戻しをすることがあります。なお、この場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が払戻しの通知が届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に払戻しされたものとします。</p> <p>①～③(同左)</p> <p>④ 前条第1項から<u>第4項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑤～⑦(同左)</p> <p>(6)～(8) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この貯金の貯金証書の交付を受けた場合において、当行等から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。この場合、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、当該貯金証書の2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。</p> <p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。ただし、第2条の条文見出しに追加される「等」という文言並びに同条第3項全文、第4項全文</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この貯金の貯金証書の交付を受けた場合において、当行等から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。この場合、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、当該貯金証書の2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。</p> <p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。ただし、第2条の条文見出しに追加される「等」という文言並びに同条第3項全文、第4項全文</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）

現 行	改定後
及び第5項全文については、平成30年1月4日から適用します。	及び第5項全文については、平成30年1月4日から適用します。
附 則 (実施期日)	附 則 (実施期日)
この改正規定は、 <u>2021年5月6日</u> から実施します。	この改正規定は、 <u>2024年4月1日</u> から実施します。

■定期貯金規定

現 行	改定後
<p>6 満期振替預入の取扱い</p> <p>(1) この貯金は、当行所定の方法による申出により、預入期間が経過した<u>とき</u>にこの貯金を払い戻し、払戻金（預入期間が2年であり、かつ、中間利払額を第11条第2項②により取り扱う場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部をあらかじめ指定された通常貯金に振り替えて預入する取扱い（以下「満期振替預入の取扱い」といいます。）をします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>6 満期振替預入の取扱い</p> <p>(1) この貯金は、当行所定の方法による申出により、預入期間が経過した<u>時</u>にこの貯金を払い戻し、払戻金（預入期間が2年であり、かつ、中間利払額を第11条第2項②により取り扱う場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部をあらかじめ指定された通常貯金に振り替えて預入する取扱い（以下「満期振替預入の取扱い」といいます。）をします。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p>14 取引の制限等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>14 取引の制限等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 当行が届出のあった住所にあてて通知し又は送付書類を発送し、これらが到達せず当行に返送され、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>預入、払戻し等のこの規定に基づく</u>取引の全部又は一部を制限することがあります。</p> <p>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>15 貯金の払戻し等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次の一にでも該当した場合には、当行はこの貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の払戻しをすることがあります。なお、この場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に払戻しされたものとします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 前条第1項から<u>第3項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>15 貯金の払戻し等</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 次の一にでも該当した場合には、当行はこの貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の払戻しをすることがあります。なお、この場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に払戻しされたものとします。</p> <p>①～③(同左)</p> <p>④ 前条第1項から<u>第4項</u>までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</p> <p>⑤～⑦ (同左)</p> <p>(6)～(8) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この貯金の貯金証書の交付を受けた場合において、当行等から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。この場合、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、当該貯金証書の2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この貯金の貯金証書の交付を受けた場合において、当行等から依頼があったときは、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当行が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。この場合、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、当該貯金証書の2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

現 行	改定後
<p>附 則 （実施期日）</p> <p>この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。ただし、第 2 条の条文見出しに追加される「等」という文言並びに同条第 2 項全文、第 3 項全文及び第 4 項全文については、平成 30 年 1 月 4 日から適用します。</p> <p>附 則 （実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2021年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日）</p> <p>この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。ただし、第 2 条の条文見出しに追加される「等」という文言並びに同条第 2 項全文、第 3 項全文及び第 4 項全文については、平成 30 年 1 月 4 日から適用します。</p> <p>附 則 （実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2024年4月1日</u>から実施します。</p>

■自動積立預入規定

現 行	改定後
<p>6 取扱いの廃止等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) このサービスに係る通常貯金について、通常貯金規定第 13 条の 2（取引の制限等）第 1 項から第 4 項まで若しくは同規定第 14 条（全部払戻し等）第 4 項から第 6 項までにより取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止がされている期間中、このサービスについても停止することがあります。</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則 （実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>6 取扱いの廃止等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) このサービスに係る通常貯金について、通常貯金規定第 13 条の 2（取引の制限等）第 1 項から第 5 項まで若しくは同規定第 14 条（全部払戻し等）第 4 項から第 6 項までにより取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止がされている期間中、このサービスについても停止することがあります。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>附 則 （実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2024年4月1日</u>から実施します。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

掲載日 2024年3月12日

■スマートフォンアプリ利用規定

現 行	改定後
<p><u>第4章 ゆうちょ口座開設アプリ</u></p> <p><u>第49条（総則）</u></p> <p>第1章及び本章は、<u>当行が提供するゆうちょ口座開設アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者と当行との間で定めるものです。利用者は、本アプリの利用にあたって第1章及び本章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。</u></p>	(削除)
<p><u>第50条（規定の適用）</u></p> <p>利用者は、<u>本サービスにより無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する無通帳型総合口座をいいます。以下本章において同じとします。）の開設を行うに当たっては、この規定のほか、無通帳型総合口座に関して適用される「貯金等共通規定」、「通常貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「無通帳型総合口座特約」、「デビットカード規定」及び「ゆうちょダイレクト規定」に同意するものとします。</u></p>	(削除)
<p><u>第51条（定義）</u></p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①「本アプリ」</p> <p><u>当行が提供するゆうちょ口座開設アプリという名称のアプリケーション（理由のいかんを問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含みます。）及び関連ソフトウェアをいいます。</u></p> <p>②「本サービス」</p> <p><u>本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条に規定するサービスをいいます。</u></p> <p>③「利用者」</p> <p><u>第1章及び本章に同意のうえ第53条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</u></p> <p>④「利用者情報」</p> <p><u>利用者が本サービスの利用に際して登録、提供した情報、本サービス利用中に当行が必要と判断して登録、提供を求めた情報及びこれらの情報について利用者自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいい、本サービスの利用に際して撮影された利用者の容貌の写真画像、本人確認書類の写真画像及び本人確認書類のICチップに記録された情報を含みます。</u></p> <p>⑤「利用者端末」</p> <p><u>通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。</u></p> <p>⑥「パスコード」</p> <p><u>利用者が本サービスによる申込手続を中断した際に、手続を再開するために利用することができる番号をいいます。</u></p>	(削除)
<p><u>第52条（本サービス）</u></p> <p>1 <u>利用者は、本アプリにより無通帳型総合口座の申込み（無通帳型総合口座特約第2条（この口座の申込み）第1項に規定する申込みをいいます。）を行うことができます。</u></p> <p>2 <u>本アプリにおいて、前項の申込みをしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、利用者端末の画面に表示される当該利用者からの申込みの内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により無通帳型総合口座の申込みの請求電文を当行に送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p>	(削除)
<p><u>第53条（本サービスの利用等）</u></p>	(削除)

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

現 行	改定後
<p>1 <u>利用者は利用者端末を使用して当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードのうえ利用者端末にインストールを開始し、本サービスの利用を申し込みます。インストールの完了により、当行が申込みを承諾したものとし、利用者は本アプリにより本サービスを利用することができるようになります。動作確認済の端末及びOSについては、当行所定のホームページをご覧ください。</u></p> <p>2 <u>本アプリ及び本サービスの利用可能日及び時間は当行所定の日及び時間内とし、利用者は、第1章及び本章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本アプリ及び本サービスを利用することができます。</u></p> <p>3 <u>利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとし、日本国の外国為替及び外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令及び規制並びに関係各国の諸法令及び規制（米国の輸出入関連法令を含みますが、これに限りません。）を遵守するものとします。</u></p> <p>4 <u>本アプリは、利用者が私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとします。</u></p> <p>5 <u>利用者は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとします。</u></p> <p>6 <u>本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。</u></p> <p>7 <u>利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。</u></p> <p>8 <u>利用者端末に本アプリをインストールしたものが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。</u></p>	
<p><u>第54条（パスコードの管理等）</u></p> <p>1 <u>利用者は、自己の責任において、パスコードを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。</u></p> <p>2 <u>当行は、利用者が入力したパスコードと本アプリに登録されているパスコードの一致を確認した場合、利用者が本アプリを利用したものとみなし、パスコードにつき盗用等の不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>3 <u>利用者は、パスコードを設定する場合、生年月日、電話番号等の第三者から推測されやすい番号を避けるものとします。</u></p> <p>4 <u>利用者がパスコードを当行所定の回数を超えて誤入力した場合及びパスコードの登録後当行所定の時間が経過した場合は、当該パスコードは無効となります。</u></p> <p>5 <u>パスコードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>6 <u>利用者は、パスコードが盗用され若しくは第三者に使用されていることが判明した場合又は第三者に使用されるおそれが生じた場合には、直ち</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

現 行	改定後
<p><u>にその旨を当行に連絡するとともに、当行からの指示に従うものとします。</u></p>	
<p><u>第55条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</u></p> <p><u>1 当行は、利用者に事前の通知又は公表をすることなく、当行の判断により、本サービスの機能追加・機能削除・機能変更等の一切のサービス内容の追加又は変更ができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、当行の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。この場合において、当行は、当行が適当と判断する方法で利用者にあらかじめその旨を公表します。ただし、緊急の場合は利用者への公表が事後になる場合があります。</u></p> <p><u>3 当行は、次の各号の事由が生じた場合には、利用者に事前に通知又は公表することなく、本サービスの全部又は一部を中断することができるものとします。</u></p> <p><u>① 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合</u></p> <p><u>② アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合</u></p> <p><u>③ 利用者のセキュリティを確保する必要性が生じた場合</u></p> <p><u>④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合</u></p> <p><u>⑤ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑥ 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑦ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合</u></p> <p><u>⑧ その他前各号に準じ当行が合理的な理由に基づき必要と判断した場合</u></p> <p><u>4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合に限り、当行は賠償する責任を負うものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><u>第56条（本アプリにおける禁止事項）</u></p> <p><u>利用者は、本アプリの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</u></p> <p><u>① 当行又は他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>② 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>③ 当行又は他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</u></p> <p><u>④ 当行又は他の利用者その他の第三者になりすます行為</u></p> <p><u>⑤ 他の利用者の利用者情報又はパスワードを利用する行為</u></p> <p><u>⑥ 本サービス、当行、他の利用者その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為</u></p> <p><u>⑦ 本サービスに関わる記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、電送、配布等をする行為</u></p> <p><u>⑧ 営利・非営利にかかわらず、当行所定のホームページ並びに本サービスにて提供される記載及び機能を修正、変更、編集、切除その他改変する行為又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映を行い若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為</u></p> <p><u>⑨ 本アプリ及びその複製物等を利用者又は第三者が制作又は運営するホームページ等においてダウンロードすることができるようにする行</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

現 行	改定後
<p>為</p> <p>⑩ <u>本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</u></p> <p>為</p> <p>⑪ <u>本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他当行に損害を与える行為</u></p> <p>⑫ <u>故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為</u></p> <p>⑬ <u>他の利用者の情報の収集を目的とする行為</u></p> <p>⑭ <u>第1章及び本章並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為</u></p> <p>⑮ <u>前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し又は容易にする行為</u></p> <p>⑯ <u>その他当行が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</u></p>	
<p><u>第57条（利用停止等）</u></p> <p>1 <u>当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、事前に通知することなく、利用者情報等の削除、本サービスの利用停止又は制限その他適切な措置をすることができるものとします。</u></p> <p>① <u>第1章及び本章に違反した場合</u></p> <p>② <u>当行に提供した情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合</u></p> <p>③ <u>当行、他の利用者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用し又は利用しようとした場合</u></p> <p>④ <u>手段のいかんを問わず、本サービスの運営を妨害した場合</u></p> <p>⑤ <u>死亡した場合又は未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人若しくは補助人の同意等を得ていなかった場合</u></p> <p>⑥ <u>当行の貯金等共通規定第11条各号のいずれかを満たさないものと当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p>⑦ <u>本サービスの運営・保守管理上必要であると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p>⑧ <u>その他前各号に類する事由があると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p>2 <u>利用者は、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及び第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合、当行は利用者情報、利用履歴に関する情報その他コンテンツ（利用者が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。）をいいます。）について継続して保有する義務を負わないものとします。</u></p> <p>3 <u>当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合に限り、当行は賠償する責任を負うものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。また、本サービスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><u>第58条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</u></p> <p>1 <u>利用者は、利用者情報その他の利用者に関する情報を、当行のプライバシーポリシーに従い当行が取り扱うことについて、同意するものとします。</u></p> <p>2 <u>当行は、本サービスの利用状況を把握するため、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ等を収集する場合があります。</u></p> <p>3 <u>当行は、利用者が当行に提供した利用者情報その他の情報及びデータ等</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

現 行	改定後
<p>を、<u>当行の裁量で、本サービスの提供及び運用並びにサービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し又は個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるものとし、利用者はこれに同意するものとし</u>ます。</p> <p>4 <u>利用者は、当行が本アプリを改善する目的で以下の事業者が提供する情報収集モジュールを使用し、当該事業者を通じて本アプリの操作ログを自動取得することに同意します。情報収集モジュールとは、当該事業者が提供するプログラムであって、操作ログを取得・分析するための機能をもつものをいいます。なお、当行は情報収集モジュールで取得した操作ログを、利用者等を識別するIDと組み合わせるうえで、利用者等の属性情報等を付加し、利用する場合があります。また、当該事業者が情報収集モジュールで取得した操作ログは、当該事業者のプライバシーポリシーに基づき管理されます。</u></p> <p>事業者：Google LLC 情報収集モジュール名：Firebase 向け Google アナリティクス なお、情報収集モジュールを使用した自動取得を停止するためには、本アプリをアンインストールする必要があります。</p>	
<p><u>第59条（保証の否認及び免責）</u></p> <p>1 <u>当行は、本サービスから得られる情報その他本サービスにより利用者が取得し得る一切の情報が、利用者の特定の目的に適合すること、利用者が期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性等を有すること、本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。以下本章において同じとします。）が生じないことについて、何ら保証するものではありません。</u></p> <p>2 <u>利用者は、本アプリがすべての通信端末に対応していることを当行が保証するものではないこと、また、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する通信端末のOSのバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、あらかじめ了承するものとし</u>ます。当行は、かかる不具合が生じた場合に当行が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。</p> <p>3 <u>利用者は、当行所定のアプリストアの利用規約の変更等に伴い、本アプリ及び本サービスの全部又は一部の利用が制限される可能性があることを、あらかじめ了承するものとし</u>ます。</p> <p>4 <u>利用者は、利用者が本サービスを利用する環境や通信状況の変化その他の外部的事情により、本サービスの精度が低下する場合があることにつき、あらかじめ了承するものとし</u>ます。</p> <p>5 <u>当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないものとし</u>ます。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>6 <u>当行は、利用者又は第三者に関する画像情報等が撮影されることに関して一切の責任を負わないものとし</u>ます。利用者は、当行が特に認める場合を除き、第三者に関する画像情報等が撮影されることのないよう、撮影を行う場所等の環境には十分に注意するものとします。</p> <p>7 <u>当行は、利用者情報を、当行所定のサーバ上に保存し</u>ます。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、</p>	<p><u>（削除）</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

現 行	改定後
<p><u>保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。</u>ただし、<u>当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p><u>8 次の各号の事由により本サービスの取扱いが遅延し又は不能となった場合であっても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき</u></p> <p><u>② 当行又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき</u></p> <p><u>③ その他当行以外の者の責に帰すべき事由があったとき</u></p>	
<p><u>第60条（紛争処理及び損害賠償）</u></p> <p><u>1 利用者は、本章に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当行に損害を与えた場合、当行に対しそのすべての損害を賠償しなければなりません。</u></p> <p><u>2 利用者による本サービスの利用に関連して、当行が、他の利用者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、利用者は、当該請求に基づき当行が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求に係る紛争等の解決のために当行が負担した金額を賠償しなければなりません。</u></p> <p><u>3 本サービスに関連して利用者が被った損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。</u>ただし、<u>当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><u>第5章 ゆうちょレコ</u></p> <p><u>第61条（総則）</u> (略)</p>	<p><u>第4章 ゆうちょレコ</u></p> <p><u>第49条（総則）</u> (同左)</p>
<p><u>第62条（定義）</u></p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第1章及び本章に同意のうえ第65条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑨（略）</p> <p>⑩「取得情報」</p> <p>本アプリ又は情報収集モジュール（第73条第3項に定める情報収集モジュールをいいます。）経由で自動的に取得する本アプリの操作履歴、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ、利用ログ及び利用者端末情報等の情報をいいます。</p> <p>⑪～⑫（略）</p>	<p><u>第50条（定義）</u></p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第1章及び本章に同意のうえ第53条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑨（同左）</p> <p>⑩「取得情報」</p> <p>本アプリ又は情報収集モジュール（第61条第3項に定める情報収集モジュールをいいます。）経由で自動的に取得する本アプリの操作履歴、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ、利用ログ及び利用者端末情報等の情報をいいます。</p> <p>⑪～⑫（同左）</p>
<p><u>第63条（本サービス）</u> (略)</p>	<p><u>第51条（本サービス）</u> (同左)</p>
<p><u>第64条（取引情報等の表示サービス）</u> (略)</p>	<p><u>第52条（取引情報等の表示サービス）</u> (同左)</p>
<p><u>第65条（本サービスの利用等）</u> (略)</p>	<p><u>第53条（本サービスの利用等）</u> (同左)</p>
<p><u>第66条（本人確認）</u> (略)</p>	<p><u>第54条（本人確認）</u> (同左)</p>
<p><u>第67条（生体認証）</u></p>	<p><u>第55条（生体認証）</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）

現 行	改定後
(略)	(同左)
第68条 （パスコード等の管理等） (略)	第56条 （パスコード等の管理等） (同左)
第69条 （本サービスの追加、変更、中断及び終了等） (略)	第57条 （本サービスの追加、変更、中断及び終了等） (同左)
第70条 （本サービスにおける禁止事項） (略)	第58条 （本サービスにおける禁止事項） (同左)
第71条 （利用停止等） (略)	第59条 （利用停止等） (同左)
第72条 （反社会的勢力の排除） (略)	第60条 （反社会的勢力の排除） (同左)
第73条 （利用者に関する情報の収集、保有、利用等） (略)	第61条 （利用者に関する情報の収集、保有、利用等） (同左)
第74条 （保証の否認及び免責） (略)	第62条 （保証の否認及び免責） (同左)
第75条 （届出事項の変更） (略)	第63条 （届出事項の変更） (同左)
第76条 （紛争処理及び損害賠償） (略)	第64条 （紛争処理及び損害賠償） (同左)
第6章 ゆうちょ在留カード読取アプリ 第77条 （総則） (略)	第5章 ゆうちょ在留カード読取アプリ 第65条 （総則） (同左)
第78条 （規定の適用） (略)	第66条 （規定の適用） (同左)
第79条 （定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（略） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ 第81条 に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑥（略）	第67条 （定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（同左） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ 第69条 に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑥（同左）
第80条 （本サービス） (略)	第68条 （本サービス） (同左)
第81条 （本サービスの利用等） (略)	第69条 （本サービスの利用等） (同左)
第82条 （本サービスの追加、変更、中断及び終了等） (略)	第70条 （本サービスの追加、変更、中断及び終了等） (同左)
第83条 （本アプリにおける禁止事項） (略)	第71条 （本アプリにおける禁止事項） (同左)
第84条 （利用停止等） (略)	第72条 （利用停止等） (同左)
第85条 （利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） (略)	第73条 （利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） (同左)
第86条 （保証の否認及び免責） (略)	第74条 （保証の否認及び免責） (同左)
第87条 （紛争処理及び損害賠償） (略)	第75条 （紛争処理及び損害賠償） (同左)
第7章 ゆうちょ手続きアプリ 第88条 （総則） (略)	第6章 ゆうちょ手続きアプリ 第76条 （総則） (同左)
第89条 （定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（略） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ 第93条 に定める手続を行い、本アプリ	第77条 （定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（同左） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ 第81条 に定める手続を行い、本アプリ

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年4月1日改定）**

現 行	改定後
を利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑥（略）	を利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑥（同左）
<u>第90条</u> （本サービス） （略）	<u>第78条</u> （本サービス） （同左）
<u>第91条</u> （無通帳型総合口座の申込み） （略）	<u>第79条</u> （無通帳型総合口座の申込み） （同左）
<u>第92条</u> （暗証の変更） （略）	<u>第80条</u> （暗証の変更） （同左）
<u>第93条</u> （本サービスの利用等） （略）	<u>第81条</u> （本サービスの利用等） （同左）
<u>第94条</u> （本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （略）	<u>第82条</u> （本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （同左）
<u>第95条</u> （本アプリにおける禁止事項） （略）	<u>第83条</u> （本アプリにおける禁止事項） （同左）
<u>第96条</u> （利用停止等） （略）	<u>第84条</u> （利用停止等） （同左）
<u>第97条</u> （利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） （略）	<u>第85条</u> （利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） （同左）
<u>第98条</u> （保証の否認及び免責） （略）	<u>第86条</u> （保証の否認及び免責） （同左）
<u>第99条</u> （紛争処理及び損害賠償） （略）	<u>第87条</u> （紛争処理及び損害賠償） （同左）
<u>第100条</u> （規定の適用） （略）	<u>第88条</u> （規定の適用） （同左）

以 上